

## 健康保険組合の指導監督に関する行政評価・監視の結果（要旨）

調査結果の通知先：東海北陸厚生局

調査結果の通知日：平成 16 年 9 月 2 日

調査実施時期：平成 16 年 4 月～ 7 月

### 〔調査の背景事情〕

- 健康保険組合は、1,722 組合（平成 13 年度）その加入者は約 3,102 万人（愛知県約 191 万人）に及び、公的医療保険加入者の約 24.5%。

組合は、保険料率を法の定める範囲内で決め、被保険者の実情に合った独自の付加給付（高額療養費の一部給付等）保健事業（人間ドック費用の補助等）等を行っていることから、被保険者のために効果・効率的かつ適切な組合運営が必要。

近年の経済不況により保険料収入が減少する一方で、医療費は増大傾向にあることから、組合運営は厳しい状況にあり、一層の組合運営の改善が必要。

- 調査は、中部管区行政評価局と石川及び岐阜行政評価事務所が実施。

### 〔調査実施機関、調査対象機関〕

調査実施機関

中部管区行政評価局、石川行政評価事務所、岐阜行政評価事務所

調査対象機関等

東海北陸厚生局

健康保険組合（51）

### 〔調査結果〕

#### 1 準備金保有の適正化

##### (1) 準備金保有率

##### 〈仕組み〉

健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法施行令第 20 条により、毎年度末日において、所定の額の準備金を積み立てなければならない。

##### 〈主な問題点〉

東海北陸厚生局管内に所在する 231 組合における平成 14 年度末の準備金額は、72 組合（31.2%）が、**規定の準備金額に達せず**（準備金保有率（準備金額 / 規定の準備金額）が 100%未満）。

## (2) 準備金の保有方法

### 《仕組み》

準備金は、健康保険組合事業運営基準（以下「運営基準」という。）により、その2分の1以上（準備金保有率100%超の場合は3分の1以上）を預貯金又は金銭信託により保有しなければならない。

### 《主な問題点》

平成14年度決算時における準備金の保有方法について、51組合のうち4組合（7.8%）が運営基準を下回った預貯金又は金銭信託しか保有せず。

### [改善所見]

準備金保有率が100%未満の組合に対して、準備金不足の解消に向けた措置を講ずるよう指導するとともに、準備金の保有方法は、運営基準に基づき適正に行うよう指導すること。

## 2 個人情報保護の徹底

### 《仕組み》

組合は、( )守秘義務規定の整備等個人情報に関する管理体制を整備すること、( )個人情報に関する処理を外部業者に委託する場合には、遵守基準に掲げる事項を委託契約書に明記する等の措置を講ずることとされている。

### 《主な問題点》

- 31組合のうち4組合が、個人情報保護に関する規定が未整備。
- 外部委託を行っている20組合のうち4組合が、委託契約書に立入調査等の実施に係る条項を規定せず。

### [改善所見]

被保険者等の個人情報の保護を図るため、各組合の個人情報に関する取組状況を把握した上で、遵守基準の履行を徹底させること。

## 3 定期報告類の活用と組合負担の軽減

### 《仕組み》

組合は、健康保険法施行令第24条により、毎年度終了後6か月以内に、事業及び決算に関する報告書（以下「事業報告書」という。）を厚生局に提出しなければならない。

### 《主な問題点》

事業報告書は、東海北陸厚生局が組合に対する指導監査時に、保険料率の見直し（組合会の議決事項）、保健事業の見直し等を指摘した場合には改善状況を確認できるなど、組合に対する指導を行うのに有効であるが、指導に活用せず。

指導監査の前に作成させる「**組合監査参考表**」の記載事項は、事業報告書や毎年報告させている収入支出概要表等の定期報告書類の記載事項と**多くの箇所**で重複。

[改善所見]

事業報告書を監査結果による改善状況の確認等組合運営の把握、組合指導に活用するとともに、組合監査参考表記載事項のうち、既存資料を活用することにより把握可能な事項については、記載を不要とすること。

#### 4 指導監査の適正化

##### 〈仕組み〉

東海北陸厚生局は、毎年度60組合程度の組合を抽出して指導監査を実施。当局は、平成13年度から15年度において、愛知・石川・岐阜県内の36組合に対して実施した指導監査の結果を調査。

##### 〈主な問題点〉

- **健康管理事業推進委員会の活動**が不十分である組合に対し、活動するよう指摘している（1組合）一方で、（ ）同委員会が未設置（5組合）（ ）同委員会を設置しているが未開催（2組合）の組合に対して、同委員会の設置又は開催についての指摘を行わず。
- **事業主と被保険者の保険料負担割合**が不均衡となっている組合に対し、負担割合の適正化について指導している（6組合）一方で、同様に不均衡となっている4組合に対して、適正化についての指摘を行わず。
- **レセプトの縦覧点検**（複数月の重複請求等を点検）が未実施又は一部のみ実施の組合に対し、レセプト全件について縦覧点検を実施するよう指摘している（13組合）一方で、同様に未実施又は一部のみ実施となっている4組合に対して、全件について実施するよう指摘を行わず。
- **理事会の開催**が年3回以下と低調になっている組合に対し、少なくとも年4回以上開催するように指摘している（8組合）一方で、年3回以下の15組合に対して開催回数を増やすよう指摘を行わず。

指導監査結果に基づく指摘事項に対する改善状況について、報告を徴取していないため、**指摘事項が未改善**になっている例があり（8組合12事例）。

[改善所見]

指導監査の結果に基づく改善事項について、組合により差異が生じることのないよう、指導の統一化を図ること。

また、指摘事項については、組合から改善措置状況を文書で報告させることなどにより改善の徹底を図ること。